

鹿児島県広域物流安定化促進事業支援金交付規程

(趣旨)

第1条 鹿児島県広域物流安定化促進事業事務局は、安定的な物流の確保に向け、トラック運送事業者等が行う物流の効率化に資する取組に対し、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下、「規則」という）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(支援対象事業者及び交付額)

第2条 支援金の交付の対象事業者及び交付額は、別表1のとおりとする。

(支援金の交付申請)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、鹿児島県広域物流安定化促進事業支援金交付申請書（別記第1号様式）（以下、「支援金交付申請書等」という。）によるものとする。

- 2 規則第3条の規定により支援金交付申請書等に別表1に掲げる書類を添付する。
- 3 第1項の支援金交付申請書等の提出期限は、別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(支援金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるところとする。

- (1) 支援対象事業者は、引き続き安定的な事業の継続に努めなければならない。
- (2) 支援対象事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (3) 支援対象事業者は、(2)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付決定及び額の確定)

第5条 規則第6条及び第14条の規定に基づき、支援金の交付の決定及び交付額の確定の通知を、支援金交付決定通知書（別記第2号様式）及び額の確定通知書（別記第4号様式）により、行うものとする。

- 2 当該支援金にかかる消費税仕入控除税額（支援対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除される部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、これを交付対象経費から減額して申請しなければならない。
- 3 支援金の交付決定及び額の確定通知後に消費税及び地方消費税の申告により当該交付金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第3号様式の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに事務局に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(支援金の交付)

第7条 規則第16条第1項の補助金等交付請求は、鹿児島県広域物流安定化促進事業支援金交付請求書（別記第5号様式）（以下、「支援金交付請求書等」という。）によるものとする。

- 2 第1項の支援金交付請求書等の提出期限は、別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(支援事業の経理等)

第8条 支援対象事業者においては、支援金に係る経理を明確にするとともに、関係書類を支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第9条 支援金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第10条 支援金の交付を受けようとする者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について支援金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この規程は、令和6年4月14日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

私は、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の(1)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

別表 1 (第 2 条関係)

<p>対象事業者</p>	<p>貨物自動車運送事業法第 3 条に規定する国土交通大臣の許可を受けた者等で次の要件を満たす者</p> <p>(1) 県税に未納がないこと</p> <p>(2) 引き続き、事業実施の意志がある事業者であること。</p> <p>(3) 代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。</p> <p>(4) 長距離輸送に携わる者</p> <p>(5) 価格転嫁の交渉をしていること</p> <p>(6) ホワイト物流推進宣言をしていること（予定含む）</p>
<p>対象経費</p>	<p>トラック物流の生産性の向上に資する事業であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) トラック輸送における作業効率化に資する荷主-運送事業者間の共通の台車、パレット等の購入費用</p> <p>(2) 荷待ち時間短縮や輸送の効率化に資する配車管理、勤怠管理等のシステムの購入費用</p> <p>(3) フェリー輸送に対応するためのトラックの電機設備取付け等の費用</p> <p>(4) その他知事が必要と認める事業</p> <p>※上記のうち、(1)のパレット、台車等及び(2)の予約受付システムに限り荷主事業者も対象とする。</p>
<p>支援額</p>	<p>支援対象経費にかかる経費の 2 分の 1 ただし、1 事業者あたりの支援額の上限は100万円とする。</p>